

小松加賀コミュニティセンター条例

平成 23 年 3 月 1 日
条 例 第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 小松市・加賀市市民に自治活動の場を提供し、市民が、相互の親睦，融和を図り，魅力ある地域社会の形成に資するため，小松加賀コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称 小松加賀コミュニティセンター「さざなみ」

位置 小松市日末町メ16番地 1

(事業)

第 3 条 センターにおいては，次に掲げる事業を行う。

- (1) センターを自治活動及び生涯学習の利用に供する事業
- (2) 定期講座，講習会，講演会等を開催する事業
- (3) 自治活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(利用の承認)

第 4 条 センターを利用しようとする者は，小松加賀環境衛生事務組合管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を取り消し，又は変更しようとするときも同様とする。

(利用の不承認)

第 5 条 管理者は，センターを使用しようとする者が，次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は，使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設，附属設備，器具その他工作物（以下「施設等」という。）を汚損し，又は破損するおそれがあるとき。
- (3) もっぱら商業的営利を目的とすると認められるとき。
- (4) その他，管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 6 条 センターを使用しようとする者は，別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 管理者は特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、管理者の認定に基づき、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表 (第6条関係)

施設及び使用の区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (正午から午後5時30分まで)
和洋室	200円	200円
つばめ他2室	200円	200円
さざんか他2室	200円	200円
待合ラウンジ	200円	200円
展望ラウンジ	200円	200円

備考

- 1 使用時間が、午前及び午後の時間に満たない場合の使用料は、当該午前又は午後の使用料とする。
- 2 施設を継続して使用する場合の使用料は、各使用区分の額の合計とする。
- 3 使用料は、1室1回当たりの金額とする。